

令和8年1月吉日

各 位

(株)中日総合サービス

オリンピック表現に関する注意事項について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、ありがとうございます。

ご存じの通り、冬季オリンピック競技大会が2026年2月6日から2月22日までの17日間、ミラノ・コルティナにおいて開催されます。それに伴い、オリンピックの知的財産の保護については、従来通り、権利者の許可を必要とするなどの慎重な対応が求められておりますので、ご注意ください。以下ご確認を頂き、広告作成時には十分ご注意ください。

敬具

1. 一般に使用できないオリンピックに関する知的財産

① 言葉

「オリンピック」、「オリンピアード」、「がんばれ！ニッポン」等

② オリンピック・モットー、スローガン

「より速く、より高く、より強く」等

③ オリンピック・マーク

「オリンピックシンボル（五輪マーク）」、「公式エンブレム」、
「マスコットキャラクター」、「JOCマーク」等

④ 各オリンピック競技大会の聖火台・トーチ・メダル・ポスター類のデザイン

⑤ 各オリンピック競技大会の映像、音声、楽曲

2. 選手／役員肖像

選手／役員肖像には、写真の他に、イラスト、名前、通称、サイン、足形、手形等が含まれ、これについては、商業的な活動や肖像利用が規制されています。

オリンピックに関する知的財産や選手／役員肖像を使用した宣伝広告、販売促進活動ができるのは、日本オリンピック委員会などと契約を結んでいる企業のみです。

それ以外の企業が、オリンピックと関連する又は想起させるようなことや、全面広告やPRページを利用したオリンピック特集企画はできません。また、お客様プレゼントでも、オリンピック公式ライセンス商品、JOC公式ライセンス商品ならびに選手／役員肖像を利用した商品等を、使用することはできません。

詳しくは

財団法人 日本オリンピック委員会（JOC）
東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
電話 03-6910-5950
<http://www.joc.or.jp/> へ問い合わせて下さい。